

TOSHIBA

Leading Innovation >>>

ウェスチングハウス社における 調査の状況・結果について

2017年4月11日

株式会社 **東芝**

取締役 監査委員会委員長

佐藤 良二

監査委員会の見解 -本日の決算発表にあたって-

- 当社及びウェスチングハウス社（「WEC」）は、昨年12月より本年4月まで、独立監査人との協議・示唆に基づき、弁護士等の独立した第三者を起用して、WECのS&W買収に伴う損失（「本件損失」）に係る一連の調査を、真摯に実施してまいりました
- 本件損失に係る調査において、損失認識時期が問題となる証拠は発見されておりません。調査の過程で、一部経営者について、限定された範囲・期間で不適切なプレッシャーとみなされ得る言動が認められましたが、この一部経営者については、WECの経営に関与させない等、抜本的な措置を講じることを執行側に要請し、改善措置の実施を確認しています
- 不適切なプレッシャーと見なされ得る言動は認められたものの、当社及びWECの内部統制は有効に機能しており、財務諸表に影響を与えなかったと判断しております

独立監査人のレビュー結果について

- 独立監査人からは、本日、2016年度第1から第3四半期の四半期連結財務諸表につき、結論不表明のレビュー報告書を受領しています
- 独立監査人は、当社による最終的な調査結果を評価できておらず、その結果、四半期連結財務諸表の修正が必要となるか否かについて判断することができなかった、としています
- 一方、監査委員会としては、2016年度第3四半期以外の期で本件損失を認識すべき具体的な証拠は発見できなかったと判断しており、一連の調査は完了したものと判断しております

本件調査の概要

調査名	調査内容	監査委員会の結論
調査 1	2016年度第3四半期より前の会計期間における、S&W買収に伴う損失（以下「本件損失」）の認識可能性の有無にかかる調査	東芝/WECが、2016年12月以前に財務諸表に織り込むことができる程度の確度をもって本件損失を認識し得たとの証拠は認められず（本件損失を認識し得たのは早くとも2016年12月以降）
調査 2	S&W社の買収に伴う取得価格配分手続の過程における、経営者による不適切なプレッシャーの存在を示唆する内部通報にかかる調査	特定の経営者少数名による「不適切なプレッシャー」について、当社、WECその他当社グループ会社に調査範囲を拡大し、調査3を行うことを決定
調査 3	調査2の範囲を更に拡大した、当社及びWECの経営者による不適切なプレッシャー等の存否やその影響範囲にかかる調査	一部経営者につき、本件損失を不適切な程度まで低減するため、不適切なプレッシャーとみなされ得る言動が認められた
調査 4	特定の4件の事象にかかる会計処理における、本件損失の認識可能性の有無にかかる調査（調査1の追加調査）	当該事象4件においても、本件損失の認識を意図的に行わなかった事実は確認できなかった

本件調査の経緯

年月日	事象
2016/12/27(火)	「CB&Iの米国子会社買収に伴うのれん及び損失計上の可能性について」公表
12/28(水)	独立監査人の示唆により、 調査1 の調査開始につき合意
2017/1/8(日)	内部通報を受けて、 調査2 の調査開始
2/10(金)	監査委員会の見解書案、調査1及び2の調査報告書案を独立監査人に提出し協議→独立監査人の示唆により、調査3調査開始につき合意
2/12(日)	調査3 の調査開始
2/14(火)	レビュー報告書を得られず、四半期報告書提出期限の延長（～3/14）
3/9(木)	調査3の調査報告書骨子案を独立監査人に提出
3/10(金)	特定の4件の事象にかかる会計処理における、WECでの本件損失の認識可能性の有無にかかる調査（ 調査4 ）につき、独立監査人から示唆あり
3/14(火)	レビュー報告書を得られず、四半期報告書提出期限の再延長（～4/11）
3/29(水)	WECがChapter 11に基づく再生手続きを申立
4/9(日)	調査者の調査1から4までの包括報告書を独立監査人に提出
4/10(月)	監査委員会にて見解書を作成・決議（→4/11 取締役会に提出）